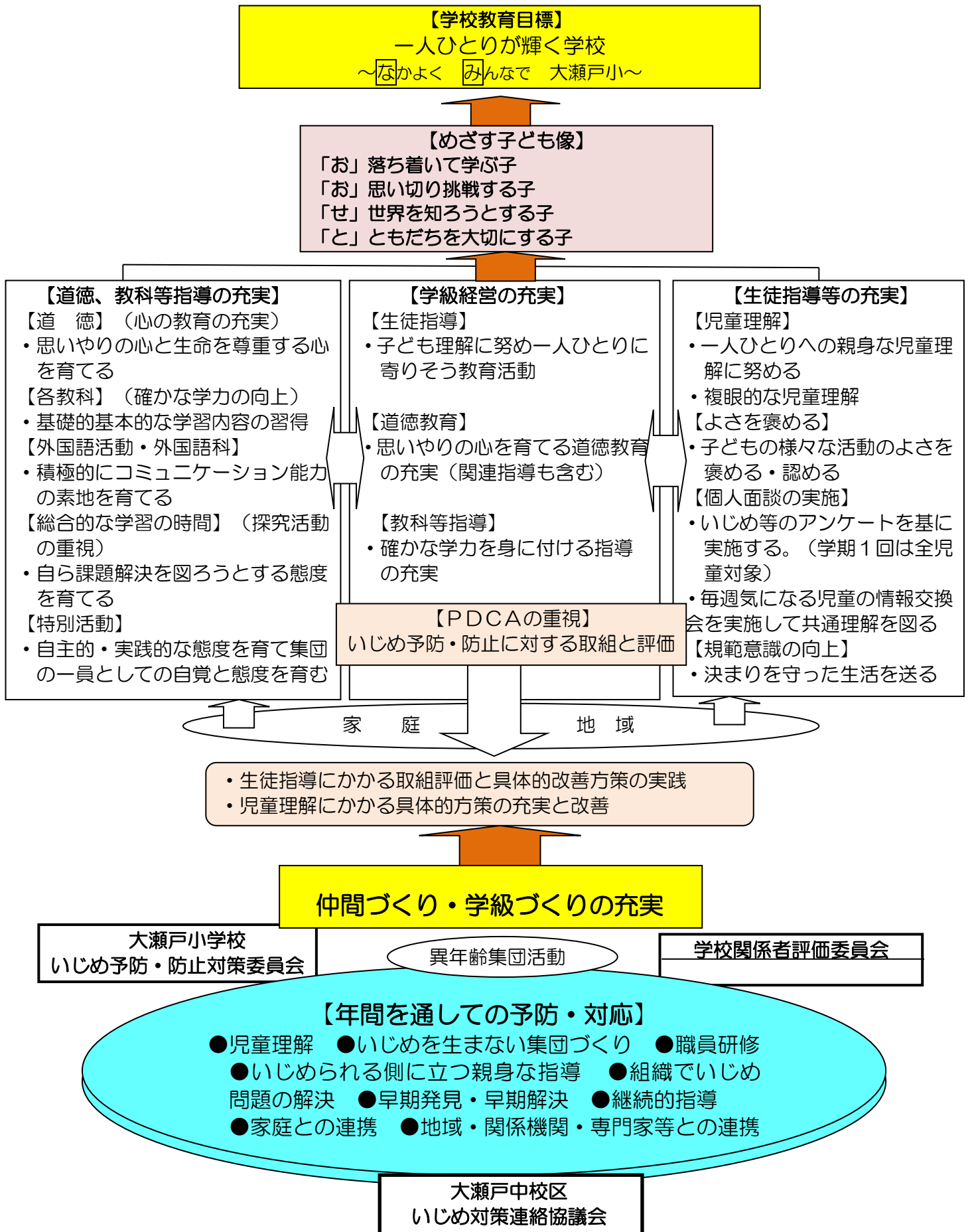


# 【いじめ防止にかかるとる取組の基本構想】

令和5年5月  
大瀬戸市立大瀬戸小学校



# 大瀬戸小学校「いじめ防止基本方針」

令和5年5月

## 【めざす子ども像】

- 「お」 落ち着いて学ぶ子
- 「お」 思い切り挑戦する子
- 「せ」 世界を知ろうとする子
- 「と」 ともだちを大切にする子

## 【いじめ予防・防止対策委員会】

### ●目的

本校におけるいじめの予防・防止対策に関する取組を計画的、継続的、組織的に実効性あるものに高めるために設置するものである。

### ●内容

- (1) いじめの予防・防止の取組や年間計画の作成・実践・検証・改善方策等の検討
- (2) いじめの対応についての取組やその的確性等についての改善方策等の検討
- (3) いじめの報告（通報）・相談等の窓口としての役割
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報収集と記録、共有を行う
- (5) いじめの問題に組織的に対応するための中核的機能を有する 等

### ●構成メンバー

全体会：校長 教頭 教務主任 生活指導主任 養護教諭 保健主事  
特別支援教育コーディネーター

「いじめ対策企画委員会」校長 教頭 生活指導主任(必要に応じてPTA会長等も含む)

※ 緊急を要する場合、「いじめ対策企画委員会」として担任を含めて協議する

## 【関係機関等との連携】

### 【PTA・地域との連携】

- いじめの予防・対策にかかる報告・連絡・相談・情報収集等について常に、PTA役員等との連携を緊密にして、いじめの予防、早期発見・早期解決に努める
- 民生委員児童委員、学校関係者評価委員等と連携して、子どもの生活状況に関する情報収集や報告・連絡をもとに、いじめの予防、早期発見・早期解決に努める

### 【関係機関等との連携】

- いじめが長期化したり、重大な事案に発展するような兆候がある場合など、必要に応じて警察、カウンセラー等の専門家に相談し、いじめの予防・早期解決をめざすようにする
- いじめに対する教職員や保護者等を対象に、いじめの理解を深めるために、関係機関から講師を招聘する

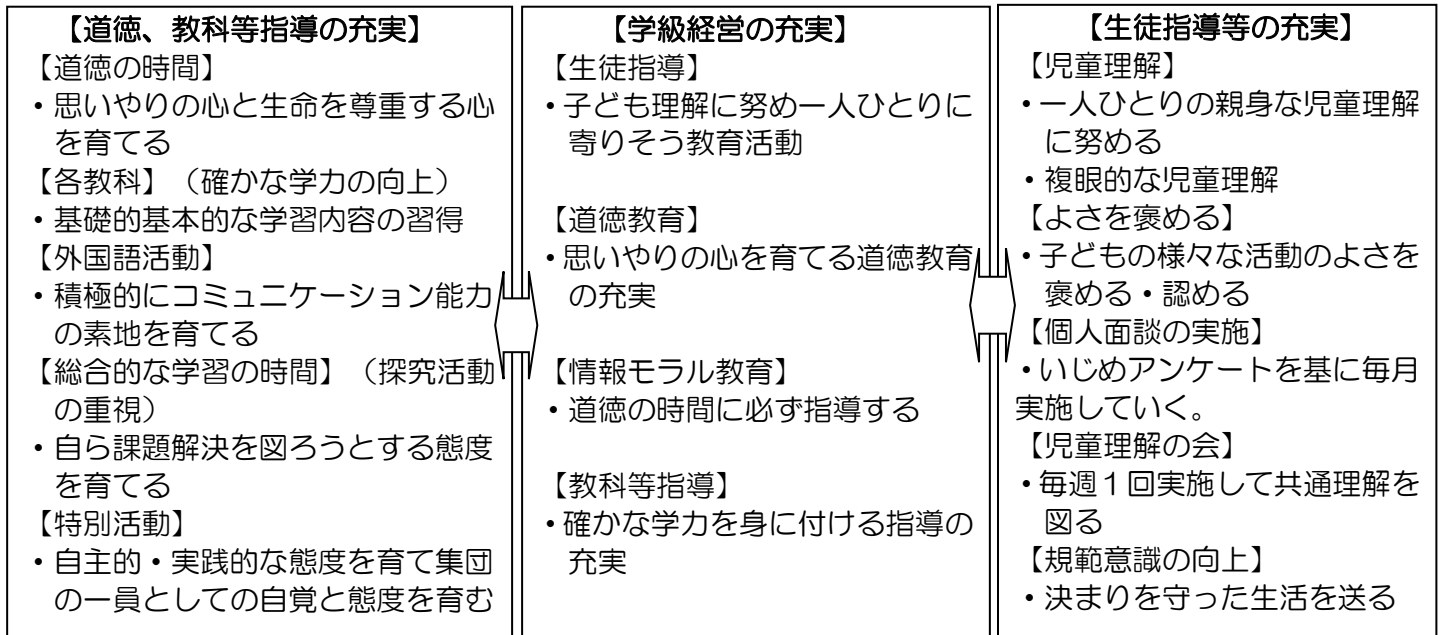
### 【児童会活動】

- 運営委員会による挨拶運動、縦割り活動、集会活動を充実させる  
(4月：歓迎集会、12月：人権集会、3月：6年生ありがとう集会等の実施)
- 上記の取組を充実させるために、学級ごとの話し合い活動を充実させる。
- 代表委員会による話し合い活動  
いじめを生まない、許さない、見逃さない学校づくりを目指そうとする気運を高める  
[個～ 学級～ 全体へ]

## 【いじめ問題への取組】

### 《いじめの予防・防止》

#### 「一人ひとりが自他ともに大切にされる教育活動」



### 《いじめの理解》

- いじめの理解（児童・教職員・保護者等の感性）を深める教職員の**研修の充実**
- いじめの対応の在り方に関する**共通理解・共通実践**

### 《いじめの早期発見》

- 「いじめ対策ハンドブック」を活用し早期発見・早期解決に努める
- 日常的な児童の様子を観察と声かけ
- 児童へのアンケート（毎月実施）
- 個人面談（毎月：対象児童への実施）（学期1回：全児童対象）
- 訴え（本人、保護者、友人等からの情報）
- 教職員からの情報（児童理解の会、心のケア相談員等）
- 幼保中、交通指導員等地域からの情報

### 《いじめに対する措置》

- 情報収集、報告・連絡・事実確認（被害児童優先の対応：担任、その他の関係教職員）
- 「いじめ対策企画委員会」「いじめ予防・防止対策委員会」で対応等について共通理解
- 全職員と今後の対応・指導（早期解決、保護者への伝達、協力等）について共通理解・実践
- 当該児童はもとより全児童への指導
- 継続的な指導と再発防止策等の検討と実践 等

### 《重大事態発生時の対応》

- 生命、心身、金品等に重大な被害が生じるなどの事態を認知したら直ちに市教委に報告する
- 市教委の指導のもと「いじめ予防・防止対策委員会」を招集し、専門家の助言、援助を受けるとともにプライバシーに配慮しつつ、いじめ事案の調査をする
- 被害児童の保護のもと、重大事態に至る要因となったいじめについて十分、聴き取る
- 被害児童には継続的なケアを行い、安心して登校できよう専門家の支援を仰ぐ

《重大事態発生時の対応》（前頁の続き）

- 加害者等関係児童から事情を聴き取るとともに、保護者にもその旨を伝える
- 重大事態に至る要因等いじめについての調査結果と今後の対応等を市教委に報告する
- 調査結果等を「いじめ予防・防止対策委員会」において全職員に伝達し、今後の指導及び対応等について共通理解を図り、全校児童に対する指導の徹底も行う
- 被害児童の保護者の気持ちに可能な限り配慮し、重大事態に至る要因等について説明する
- 臨時保護者会を実施し、いじめについての調査報告と今後の対応等について説明する
- マスクミ等対応については教頭に一本化し、不用意に取材等にのらないようにする
- 関係機関や専門家の支援を受けながら、いじめ防止に向けて継続的に指導を行う